

議案第36号

南房総広域水道企業団の解散に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、次のとおり関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和7年6月5日提出

南房総市長 石井 裕

南房総広域水道企業団の解散に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、令和8年3月31日をもって南房総広域水道企業団を解散する。